

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

サイバー警察局

深刻化するサイバー犯罪の対策のため、今月から警察庁に「サイバー警察局」を設置するとともに、重大なサイバー攻撃などを捜査する「サイバー特別捜査隊」を発足。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

| |
|--------------------------------|
| 4/ 4(月) 赤口 東証がプライムなど3つの市場区分に移行 |
| 5(火) 先勝 清明 |
| 6(水) 友引 春の全国交通安全運動 |
| 7(木) 先負 米大リーグが開幕、ゴルフ・マスターズ |
| 8(金) 仏滅 |
| 9(土) 大安 |
| 10(日) 赤口 |

先週の株と為替

| | 日経平均株価 | 円(対米ドル) |
|---------|-------------|--------------|
| 3/28(月) | 27,944 ▼206 | 123.92 ▼2.19 |
| 29(火) | 28,252 △308 | 123.57 △0.35 |
| 30(水) | 28,027 ▼225 | 121.86 △1.71 |
| 31(木) | 27,821 ▼206 | 121.63 △0.23 |
| 4/ 1(金) | 27,666 ▼155 | 122.63 ▼1.00 |

4月から施行される主な税制

成立した今年度税制改正などにより4月(又は1月)から適用される主な税制は、次のとおりです。

◎住宅ローン控除の見直し(1月以後)……①控除率は0.7%、②控除対象となる借入限度額は省エネ性能や入居年などに応じて2~5千万円、③控除期間は13年(中古住宅や令和6年・7年入居の一般住宅は10年)、④適用対象者の所得要件を2千万円以下に引下げ、などの見直しが行われます。

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し(1月以後)……①非課税限度額は住宅の新築等に係る契約締結時期にかかわらず、省エネ等住宅1千万円・一般住宅500万円、②対象となる中古住宅の築年数要件を廃止し、新耐震基準に適合していることを要件に加えます。

◎成年年齢引下げに伴う相続・贈与税に係る年齢要件の変更……成年年齢の引下げに伴い、20歳と規定されていた措置が見直され、例えば、相続税の未成年者控除は18歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額が控除額となります。また、直系尊属からの贈与に係る特例税率や住宅取得資金贈与の非課税措置などの受贈者の年齢が18歳以上となります。

◎賃上げ促進税制の拡充(4月以後開始事業年度)……*大企業は、継続雇用者の給与等支給額が前年度比3%以上増加の場合に雇用者給与等支給額の増加額の15%、4%以上増加の場合に25%の税額控除となり、教育訓練費が20%以上増加の場合は5%上乗せ、*中小企業は、雇用者給与等支給額が1.5%以上増加の場合に増加額の15%、2.5%以上増加の場合に30%の税額控除となり、教育訓練費が10%以上増加の場合は10%上乗せとなります。

■この記事の詳細は、情報BOX201513

事業再構築補助金の要件等の見直しや拡充

新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援する「事業再構築補助金」の第6回公募が始まりました(申請は5月下旬予定)。

本補助金は第6回公募から、①売上高減少要件を「令和2年4月以降の連続する6ヵ月間のうち、任意の3ヵ月の合計売上高がコロナ以前と比較して10%以上減少」のみとする、②通常枠の補助上限額を従業員規模に応じて2~8千万円に見直し、③引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者を対象とした「回復・再生応援枠」の新設、④グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象とした「グリーン成長枠」の新設、などが実施されます。

令和4年度雇用保険料率は2段階で引上げ

先月30日に雇用保険法等の改正が成立し、令和4年度の雇用保険料率が決定しました。

令和4年度の保険料率は2段階で変更となり、4月から0.05%(事業主負担分のみ)の引上げ、10月から0.4%(事業主0.2%、労働者0.2%)の引上げとなります。

これにより、一般の事業の場合は、4月から0.95%(事業主0.65%、労働者0.3%)、10月から1.35%(事業主0.85%、労働者0.5%)に変更となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年4月から施行される主な税制

令和4年3月22日に成立した令和4年度税制改正などにより、令和4年4月（又は1月に遡って）から適用される主な税制の概要は以下のとおりです。

◆住宅ローン控除の見直し

・住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

| | 借入限度額 | 控除率 | 控除期間 |
|------------|-----------------------------|------|-------------------------------------|
| 認定住宅 | 令和4・5年：5,000万円、6・7年：4,500万円 | 0.7% | 13年 ※令和6・7年 入居のその他の 住宅は10年 |
| ZEH水準省エネ住宅 | 令和4・5年：4,500万円、6・7年：3,500万円 | | |
| 省エネ基準適合住宅 | 令和4・5年：4,000万円、6・7年：3,000万円 | | |
| その他の住宅 | 令和4・5年：3,000万円、6・7年：2,000万円 | | |

※既存住宅の取得で認定住宅等の場合は借入限度額3,000万円・控除期間10年、それ以外は借入限度額2,000万円・控除期間10年とする。

- ・適用対象者の所得要件を2,000万円以下に引下げる。
- ・令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅は床面積40㎡以上50㎡未満である住宅も適用対象とする（合計所得金額1,000万円以下の場合）。
- ・適用対象となる既存住宅の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋とみなす）であることを加える。

◆住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ・令和4年1月以後に直系尊属から住宅用家屋の新築、取得又は増改築等に充てる資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額を住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、良質な住宅用家屋は1,000万円、それ以外の住宅用家屋は500万円とする。
- ・適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす）であることを加える。

◆成年年齢引下げに伴う相続税・贈与税の措置に係る年齢要件の変更

- ・成年年齢が18歳に引下げられたことに伴い、「20歳」又は「未成年」と規定されている措置の取扱いは、令和4年4月以後の相続・贈与から次のように変更となる。
- ・相続税の未成年者控除は、法定相続人が18歳未満の未成年者である場合に18歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除する。
- ・相続時精算課税や直系尊属から贈与を受けた場合の特例税率、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置、結婚・子育て資金の贈与に係る贈与税の非課税措置、事業承継税制（贈与）の適用を受けることができる受贈者の年齢要件が、それぞれ18歳以上となる。

◆賃上げ促進税制の拡充

- ・給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、令和4年4月以後開始事業年度から次のように拡充する。
- ・大企業向け（資本金1億円超の企業など）は、継続雇用者の給与等支給額が前年度比3%以上増加した場合に雇用者全体の給与等支給額の増加額の15%、前年度比4%以上増加した場合は25%の税額控除とし、教育訓練費が前年度比20%以上増加している場合には税額控除率に5%を加算する。
- ・中小企業向け（資本金1億円以下の企業など）は、雇用者全体の給与等支給額が前年度比1.5%以上増加した場合に増加額の15%、前年度比2.5%以上増加した場合は30%の税額控除とし、教育訓練費が前年度比10%以上増加している場合には税額控除率に10%を加算する。

※税額控除上限は、法人税額又は所得税額の20%。

◆連結納税制度の見直し（グループ通算制度への移行）

- ・企業グループ全体を一つの納税主体と捉えて課税する連結納税制度を見直し、令和4年4月以後開始事業年度から、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で損益通算等の調整を行う「グループ通算制度」に移行する。